

第11回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年9月29日（火曜日）
午前11時00分より



場所

栃木県足利市寺岡町482番地6
AeroEdge株式会社 本社工場



AeroEdge

AeroEdge株式会社

証券コード 7409

証券コード7409
2026年9月14日
(電子提供措置の開始日 2026年9月7日)

株 主 各 位

栃木県足利市寺岡町482番地 6
A e r o E d g e 株式会社
代表取締役 森 西 淳
社 長

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://aeroedge.co.jp/ir/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「A e r o E d g e」又は「コード」に当社証券コード「7409」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2026年9月29日（火曜日）午前11時00分より |
| 2. 場 所 | A e r o E d g e 株式会社本社工場 栃木県足利市寺岡町482番地6 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第11期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告及び
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件
2. 第11期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告
の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款に基づき、本書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがいまして、本書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1 頁前に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

【株主説明会のご案内】

本株主総会終了後、株主の皆様にご理解をより深めて頂くため、同会場にて株主説明会を開催することを予定しております。株主総会とあわせてご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年9月28日（月曜日）午後6時まで

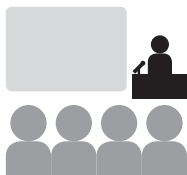
書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年9月28日（月曜日）午後6時到着まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年9月29日（火曜日）午前11時

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

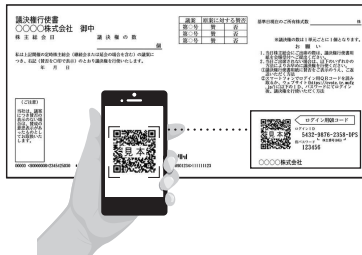
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力 「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	本総会 終結時点 在任年数	現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況
1	もりにし 森西 じゅん 淳	再任 男性	11年	代表取締役社長兼執行役員CEO	100% (18回/18回)
2	みずた 水田 かずひろ 和裕	再任 男性	7年2ヶ月	取締役兼執行役員COO/CTO	100% (18回/18回)
3	いまにし 今西 たかし 貴士	再任 男性	6年	取締役兼執行役員CFO コーポレート本部長	100% (18回/18回)
4	あんどう 安藤 ひさし 尚	再任 社外 男性 独立	4年	社外取締役	100% (18回/18回)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	もりにし 森 西 じゅん 淳 (1967年 4 月 1 日生) 再任	1984年 4 月 株式会社チャンピオン美容室入社 1987年 4 月 株式会社和田商事入社 1990年 7 月 松本精機株式会社入社 1994年11月 菊地歯車株式会社入社 2015年 7 月 同社航空宇宙事業部長 2015年 9 月 当社設立 代表取締役社長兼CEO 2018年 1 月 菊地歯車株式会社取締役 2019年 9 月 当社代表取締役社長兼執行役員CEO（現任） 2026年 6 月 株式会社オノプラント取締役（現任）	1,377,325株
	取締役候補者とした理由 森西淳氏は、2015年9月の当社設立以来、創業者として長年にわたって強いリーダーシップを発揮し、当社の代表取締役社長を務めてまいりました。同氏は、経営全般のみならず、当社の成長に不可欠な加工分野における技術並びに品質保証の分野においても豊富な知識と経験を有しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上の実現に必要な人財と判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。		
2	みずた かずひろ 水 田 和 裕 (1982年 1 月29日生) 再任	2008年10月 トヨタ自動車株式会社入社 2015年11月 株式会社ZMP入社 新規事業推進室 マネージャー 2017年 1 月 当社入社 執行役員CTO 2019年 7 月 当社取締役CTO 2019年 9 月 当社取締役兼執行役員CTO 2020年 7 月 当社取締役兼執行役員COO/CTO（現任）	146,842株
	取締役候補者とした理由 水田和裕氏は、2017年1月に執行役員CTOとして入社後、新技術の開発を主導し、当社の技術的競争力の向上に貢献してまいりました。また、開発現場での知見を活かしながらCOOとして経営全般の運営を担い、事業運営と技術開発の両面から当社の成長を支えております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上の実現に必要な人財と判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	いまにし たか し 今 西 貴 士 (1978年7月8日生) 再任	2003年10月 中央青山監査法人入社 2006年 9 月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入社 2007年 3 月 公認会計士登録 2012年11月 PricewaterhouseCoopers上海事務所出向マネージャー 2014年11月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）シニアマネージャー 2016年 1 月 株式会社ZMP入社 2017年 3 月 同社財務経理部長 2018年 3 月 AIDELI株式会社監査役 2019年 3 月 当社入社 執行役員CFO 2020年 7 月 当社執行役員CFO コーポレート本部長 2020年 9 月 当社取締役兼執行役員CFO コーポレート本部長（現任） 2026年 6 月 株式会社オノプラント取締役（現任）	146,127株
	取締役候補者とした理由 今西貴士氏は、2019年3月に執行役員CFOとして入社以来、公認会計士としての会計・財務に関する専門知識と経験を活かし、当社の財務基盤の強化に取り組んでまいりました。あわせてコーポレート本部長として、企画、人事、総務を含む幅広い分野の管理体制構築を主導し、経営基盤づくりに尽力しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上の実現に必要な人財と判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	あんどう ひさし 安 藤 尚 (1955年2月7日生) 再任 社外 独立	1979年 4 月 ソニーケミカル株式会社（現デクセリアルズ株式会社）入社	—
		2006年10月 ソニーケミカル&インフォメーションデバイス株式会社（現デクセリアルズ株式会社）Corporate Executive鹿沼事業所長	
		2007年12月 同社執行役員鹿沼事業所長	
		2010年 4 月 同社取締役鹿沼事業所長	
		2012年 9 月 デクセリアルズ株式会社取締役執行役員、開発技術部門長、鹿沼事業所長	
		2014年 4 月 同社取締役上席執行役員、開発技術部門長、新規事業企画推進・資材担当	
		2016年 4 月 同社取締役常務執行役員、生産・技術全般、コーポレートR&D部門長	
		2016年 6 月 同社代表取締役専務執行役員、コーポレートR&D部門長	
		2019年 1 月 同社代表取締役専務執行役員	
		2019年 6 月 同社取締役常務執行役員社長補佐	
		2020年 3 月 同社取締役常務執行役員社長補佐	
		Dexerials America Corporation 社長	
		2020年 6 月 同社技術顧問	
		2022年 3 月 東京応化工業株式会社社外取締役(現任)	
2022年 9 月 当社社外取締役（現任）			
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
安藤尚氏はグローバル展開している製造業の上場企業の取締役、執行役員の経験者として、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、他の上場企業においても社外取締役を務めるなど、企業経営に関する専門的な知識や深い経験を有しております。これらの豊富な経験を当社の経営に反映していただくため、また、当社から独立した立場として、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけると判断したため、引き続き、取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者が所有する当社の株式数は、2026年6月30日現在のものです。
3. 安藤尚氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、取締役候補者安藤尚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 安藤尚氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、安藤尚氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当社は、本総会において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	本総会 終結時点 在任年数	現在の当社にお ける地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	おかむら ひさお 岡村 久雄	再任 男性	4年9ヶ月	常勤監査役	100% (18回/18回)	100% (12回/12回)
2	や つ のりゆき 谷津 範之	再任 社外 男性 独立	8年	社外監査役	100% (18回/18回)	100% (12回/12回)
3	おさかべ ゆうこ 長壁 優子	再任 社外 女性 独立	4年9ヶ月	社外監査役	100% (18回/18回)	100% (12回/12回)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	お か む ら ひ さ お 岡 村 久 雄 (1971年7月27日生) 再任	1990年 4 月 中浅測器株式会社（現株式会社YDKテクノロジーズ）入社 2003年 8 月 菊地歯車株式会社入社 2015年 9 月 当社入社 2019年 7 月 当社ISO事務局長 2020年 7 月 当社業務管理課長（内部監査室長兼務） 2021年12月 当社常勤監査役（現任） 2026年 6 月 株式会社オノプラント監査役（現任）	6,000株
	監査役候補者とした理由 岡村久雄氏は、当社において、業務管理課長、ISO事務局長及び内部監査室長として社内の業務プロセス管理・品質マネジメント・内部監査体制の整備に携わり、当社の事業・経営全般に関する深い理解を有しております。常勤監査役就任以降は、その知見に基づき取締役会その他重要な会議への出席や業務執行状況の調査等を通じて、実効性の高い監査を行ってまいりました。当社は、これらの経験・実績を踏まえ、同氏が引き続き監査役会全体の実効性向上及び経営執行の適法性について適切に監査を行うことができると判断し、引き続き、監査役候補者といたしました。		
2	や つ の り ゆ き 谷 津 範 之 (1960年3月14日生) 再任 社外 独立	1982年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1986年 8 月 公認会計士登録 1987年 9 月 Touche Ross（現 Deloitte Touche） NY事務所出向 1991年 9 月 税理士登録 1991年 9 月 谷津公認会計士事務所代表（現任） 2013年 4 月 関東信越税理士会足利支部 支部長 2018年 9 月 当社社外監査役（現任）	—
	社外監査役候補者とした理由 谷津範之氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門知識と長年の実務経験を有しております。当社は、経営陣から独立した客観的な立場に立ち、その専門的知見に基づき取締役の職務執行を監査するとともに、財務・会計面から独立した助言を行っていただく役割を期待しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き、監査役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	おさ か べ ゆ う こ 長 壁 優 子 (1983年2月22日生) 再任 社外 独立	2008年12月 弁護士登録 2008年12月 萬年・山口法律事務所（現萬年総合法律事務所）入所 2012年 4 月 奥澤利夫法律事務所（現足利総合法律事務所）入所（現任） 2021年12月 当社社外監査役（現任）	—
	社外監査役候補者とした理由 長壁優子氏は、弁護士として法律に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、経営陣から独立した客観的な立場に立ち、その専門的知見に基づき取締役の職務執行を監査するとともに、法令遵守・コンプライアンス面から独立した助言を行っていただく役割を期待しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き、監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者が所有する当社の株式数は、2026年6月30日現在のものです。
3. 谷津範之氏及び長壁優子氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、谷津範之氏及び長壁優子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社と谷津範之氏及び長壁優子氏、並びに当社と同氏が役員又は使用人となっていた他の会社等との間には、特筆すべき人的関係、資本的関係及び取引関係はありません。
6. 谷津範之氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年、長壁優子氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年9ヶ月となります。
7. 当社は、岡村久雄氏、谷津範之氏及び長壁優子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当社は、本総会において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年7月1日から2026年6月30日まで）における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢を背景とした地政学リスクの高まりに加え、世界的なインフレ圧力の持続や各国の金融政策の見直しに伴う金利・為替の変動、さらにエネルギー価格の高騰により、先行き不透明な状況が続いております。

航空業界全般、とりわけエアライン各社においては、国際線・国内線ともに旅客需要が拡大傾向にあり、事業環境は総じて改善基調で推移いたしました。一方で、中東情勢の緊迫化を背景とした燃料価格の変動リスクにより、運航計画やコスト管理面では引き続き慎重な対応が求められる状況にあります。

航空機機体の需要については、旅客需要の増加を背景に、中小型航空機を中心として拡大傾向が継続しております。エアライン各社による機体更新および拡大の動きは底堅く、航空機メーカー各社においては、高水準の受注残高を背景に生産拡大に向けた取り組みが進められております。

その結果、当社グループの主力製品であるチタンアルミ製低圧タービンブレードを搭載したLEAPエンジンを採用する中小型航空機（仏Airbus社製A320neoファミリー、米Boeing社製737MAX、及び中COMAC社製C919）の受注残高は高水準で推移しており、航空機メーカー各社は、サプライチェーンの制約といった課題に直面しながらも、安定生産および増産に向けた対応を進めております。なお、米Boeing社においては、品質問題によりFAA（米連邦航空局）から課されている生産上限の引き上げが承認され、今後の増産に向けた取り組みを進めております。

<LEAPエンジンが搭載される航空機の受注機数残高及び引渡機数（単位：機）>

	受注機数残高	引渡機数		
	2026年6月末	2024年 1月～12月	2025年 1月～12月	2026年 1月～6月
仏Airbus社製 A320neoファミリー	7,469	602	607	271
米Boeing社製 737MAX	5,404	260	440	240
中COMAC社製 C919	931	13	15	8

（出所：一般財団法人 日本航空機開発協会）

このようなLEAPエンジンの需要拡大を背景に、当連結会計年度において、当社グループが販売したチタンアルミブレードが搭載されるエンジン基数（チタンアルミブレード販売枚数÷LEAPエンジン1基当たりのチタンアルミブレード搭載枚数）は847基（前期比32.6%増）となりました。

一方、チタンアルミブレードの材料供給は、欧州企業1社のみ依存しており、当該依存度が事業上のリスクとなっておりました。当社グループは、当該リスクへの対応と、収益拡大の両立を図るため、材料供給から加工までを担う垂直統合体制の構築を目指し、数年にわたり新材料の開発に取り組んでまいりました。その成果として、新材料の量産化に目途が立ち、当連結会計年度において、仏SAFRAN社と新材料の供給並びにマーケットシェアの拡大に関する契約を締結いたしました。新材料については翌連結会計年度より量産供給を段階的に開始し、チタンアルミブレードのマーケットシェアは、2028年に現在の40%から40%台後半に拡大する予定であります。これらに対応するため、新たに取得した土地において、新材料用のラボ棟や量産用工場の建設を含む設備投資を進めるとともに、量産開発の進捗に伴う受託開発売上を計上しました。加えて、マーケットシェアの拡大に対応するため、生産能力の強化を目的とした設備投資も進めました。

新規案件に関しては、LEAPエンジンとは異なる2件の航空機エンジン部品の量産立ち上げを2024年に竣工した新工場において同時並行で取り組み、当連結会計年度中にそのうち1件の量産を開始いたしました。

さらに、当連結会計年度においては、株式会社オノプラントの全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。同社のグループ入りにより、拡大する航空需要を確実に取り込むとともに、防衛事業への足がかりを築くことで、グループ全体としての生産能力および事業基盤の一層の拡充を進めてまいります。

一方で、これら新規案件の立ち上げや、新材料の量産開発の推進、さらには株式会社オノプラントのグループ化に伴う関連費用の発生に加え、人財採用および設備投資を含めた先行投資を継続した結果、各種費用が増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高5,084,657千円、営業利益1,145,382千円、経常利益1,117,905千円、親会社株主に帰属する当期純利益781,015千円となりました。

なお、株式会社オノプラントについては、当連結会計年度末において貸借対照表のみを連結しており、当連結会計年度の連結損益計算書には同社の業績を含んでおりません。また、当連結会計年度は連結計算書類の作成初年度のため、前年度との比較情報は記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は3,103,860千円（建設仮勘定を含む。）となりました。主な投資内容は、LEAPエンジン向けチタンアルミブレードの新材料の供給、並びにマーケットシェア拡大に向けたラボ建屋、生産設備及び検査装置等となります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、LEAPエンジン向けチタンアルミブレードの新材料の供給、並びにマーケットシェア拡大に向けた設備投資や運転資金の拡大等のための必要資金として、取引金融機関と総額3,800,000千円の借入契約を締結しました。借入契約の形態並びに当連結会計年度末の借入実行額は以下のとおりです。

借入形態	契約額	借入実行額
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）	1,000,000 千円	1,000,000 千円
コミットメント付タームローン	2,000,000	100,000
当座借越	800,000	—
合計	3,800,000	1,100,000

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2026年6月4日付で、航空機体部品等の加工事業を行っている株式会社オノプラントの発行済株式の100%を取得し、当社の完全子会社としております。

(5) 対処すべき課題

① 原価低減と生産効率の向上による利益及びキャッシュ・フローの創出

航空機需要拡大によるチタンアルミブレードの需要拡大に伴い、当社グループの売上高は増加するとともに、新型コロナウイルス禍において積極的に取り組んだ工程の自動化、内製化、その他原価低減活動やトヨタ生産方式の実践により、当社グループの損益分岐点は新型コロナウイルス発生前から大きく低減しました。

一方で、需要の増加、マーケットシェアの拡大に対応しながら、チタンアルミブレード新材料の量産化を実現するために、大型の設備投資や人員拡充を進めており、固定費が増加することが想定されます。こうした状況下で利益やキャッシュ・フローを拡大するため

には、原価低減や生産効率の向上が不可欠となります。当社グループは、この課題に取り組むため、より一層の生産性の向上及び生産体制の構築に努め、中長期での利益及びキャッシュ・フローの最大化を推進してまいります。

② 収益の多様化と生産性の向上

現在、当社グループの収益の大半が仏SAFRAN社に対するLEAPエンジン向けチタンアルミブレードの量産加工・販売から成り立っております。収益の多様化を図るために、チタンアルミブレードの新材料の量産に加え、LEAPエンジンではない別の航空機エンジン部品の加工量産の立ち上げを進めております。当連結会計年度から、LEAPエンジンではない別の航空機エンジン部品の加工量産が一部開始されましたが、利益やキャッシュ・フローの拡大を図るためには、歩留まりの向上や生産性の向上を図ることが不可欠となります。当社グループはこの課題に取り組むため、より一層の量産技術開発、生産性の向上及び生産体制の構築に努め、中長期での利益及びキャッシュ・フローの最大化を推進してまいります。また、チタンアルミブレードの加工で培った技術・経験、並びにAM (Additive Manufacturing、積層造形、いわゆる3Dプリンタ) 技術等を活用し、更なる新規案件の獲得に積極的に努めてまいります。

③ 環境問題への取組

当社グループは、環境問題に積極的に対応するため環境マネジメントシステムの国際規格「JISQ14001」の認証を取得しております。また、製品の品質保証、顧客満足度や情報セキュリティの向上等を目的に、航空宇宙・防衛産業に特化した品質マネジメントシステムの国際規格「JISQ9100」や情報セキュリティマネジメントシステム「JISQ27001」認証を取得しております。

一方で、航空産業においては、機体メーカーやエンジンメーカーが、カーボンニュートラル実現に向けたCO2削減への取り組みを強化しており、サプライヤー全体でCO2削減を実現することが求められております。当社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、環境問題に向けた取り組みを加速してまいります。

④ 技術の開発

当社グループが、加工技術で今後も競争優位を発揮し、収益性を維持するためには、新たな技術を取り入れることが不可欠であります。また、収益の多様化を図るために、新材料やAM等、新たな技術の開発を取り入れていくことも必要であります。当社グループは、積極的に新たな技術の開発を行い、技術的優位性及び収益の多様化を図ってまいります。

⑤ 人財の採用育成

当社グループが、新たな技術開発や新たな案件に取り組むためには、優秀な人財の確保と育成が不可欠であります。当社グループは、新規採用を強化するとともに、育成とフォローアップ体制の整備を充実させることにより人財のスキルアップと組織の活性化を図ってまいります。

⑥ 資金調達と財務基盤の安定性の確保

当社グループが、LEAPエンジン向けチタンアルミブレード需要拡大、新材料の量産、並びに収益の多様化実現に向けた新規案件を拡大するためには、新たな設備投資が不可欠となります。

当社グループは、収益多様化に向けた新たな設備投資を実行できるように、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを検討し、財務内容の最適化に努めてまいります。また、金利上昇下でも資金調達に支障をきたさぬように、金融機関との連携を密にしております。

⑦ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社グループの取引態様に即した内部管理体制の構築など、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2023年6月期 第8期	2024年6月期 第9期	2025年6月期 第10期	2026年6月期 (当連結会計年度) 第11期
売上高 (千円)	—	—	—	5,084,657
経常利益 (千円)	—	—	—	1,117,905
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	—	—	—	781,015
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	32.77
総資産 (千円)	—	—	—	12,261,369
純資産 (千円)	—	—	—	4,793,994
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	193.37

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の状況は記載しておりません。
2. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株、2026年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2023年6月期 第8期	2024年6月期 第9期	2025年6月期 第10期	2026年6月期 (当事業年度) 第11期
売上高 (千円)	2,920,991	3,350,387	3,602,276	5,084,657
経常利益 (千円)	598,189	842,981	565,172	1,173,105
当期純利益 (千円)	673,039	698,736	734,432	836,215
1株当たり当期純利益 (円)	33.64	30.56	31.90	35.08
総資産 (千円)	5,788,236	7,236,980	8,211,404	11,488,262
純資産 (千円)	1,622,077	3,094,081	3,890,227	4,849,194
1株当たり純資産額 (円)	80.87	134.56	168.51	195.60

- (注) 当社は、2023年3月17日付で普通株式1株につき10株、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株、2026年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社オノプラント	14,000千円	100%	航空機体部品等の加工事業

(注) 2026年6月4日付にて、当社が株式を新規取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、「ゼロからイチを創る ～常識を疑い、組織力で難しい課題に挑戦する～」という経営理念のもと、ものづくり企業として、航空機関連部品、並びにその他製品の加工製造・販売を主な事業内容としております。また、創造性と技術力で製造業に新たな価値を提供することを目的とし、Additive Manufacturing（積層造形）等の新たなものづくりに向けての研究開発を推進しております。

(9) 主要な営業所及び工場（2026年6月30日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社工場	栃木県足利市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社オノプラント	栃木県河内郡上三川町

(10) 従業員の状況（2026年6月30日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
208 名	— 名

(注) 1. 第11期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比数値は記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員であります。また、上記の他にパートタイマー及び期間契約の従業員等が49名（年間平均人数）おります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減
155 名	+23 名

(注) 従業員数は就業人員であります。また、上記の他にパートタイマー及び期間契約の従業員等が45名（年間平均人数）おります。

(11) 主要な借入先（2026年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社足利銀行	1,661,784 千円
株式会社日本政策金融公庫	1,036,650
株式会社福岡銀行	877,500
株式会社栃木銀行	794,988
株式会社埼玉りそな銀行	500,000
株式会社三菱UFJ銀行	475,001
株式会社商工組合中央金庫	64,986

(注) 上記には、取引金融機関と締結した、コミットメント付タームローン契約の未利用残高1,900,000千円、当座借越契約の未利用残高800,000千円は含まれておりません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項（2026年6月30日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数39,000,000株
- (2) 発行済株式の総数12,390,486株
- (3) 株主数4,775名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
菊地歯車株式会社	2,156,790 株	17.41 %
豊田通商株式会社	1,380,000	11.14
森西 淳	1,377,325	11.12
DMG森精機株式会社	1,200,000	9.68
株式会社日本政策投資銀行	838,500	6.77
野村信託銀行株式会社（投信口）	550,000	4.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	443,900	3.58
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	203,617	1.64
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	198,487	1.60
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	190,431	1.54

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2026年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役に対して、その職務執行の対価として譲渡制限付株式を付与しております。その方針については「4. 会社役員に関する事項（5）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」をご参照ください。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	10,689 株	3 名

- (注) 2026年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
新株予約権の数	195個	1個	4個
保有人数 当社取締役（社外役員除く） 当社監査役	3名 —	— 1名	— 1名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式1,170,000株 （新株予約権1個につき6,000株）	普通株式6,000株 （新株予約権1個につき6,000株）	普通株式24,000株 （新株予約権1個につき6,000株）
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり9,100円	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり300,000円 （1株当たり50円）	新株予約権1個当たり300,000円 （1株当たり50円）	新株予約権1個当たり1,500,000円 （1株当たり250円）
権利行使期間	2017年10月1日 ～2027年9月30日	2019年3月15日 ～2027年3月14日	2022年9月30日 ～2030年9月29日

- (注) 当社は、2023年3月17日付で普通株式1株につき10株、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株、2026年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該株式分割を調整して記載しております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森 西 淳	代表取締役社長 兼 執行役員CEO	株式会社オノプラント取締役
水 田 和 裕	取締役 兼 執行役員COO/CTO	
今 西 貴 士	取締役 兼 執行役員CFO コーポレート本部長	株式会社オノプラント取締役
安 藤 尚	取締役	東京応化工業株式会社社外取締役
岡 村 久 雄	常勤監査役	株式会社オノプラント監査役
谷 津 範 之	監査役	谷津公認会計士事務所代表
長 壁 優 子	監査役	足利総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役安藤尚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役谷津範之氏及び長壁優子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は安藤尚氏、谷津範之氏、長壁優子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役谷津範之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役長壁優子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間

で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社（子会社を含む）の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の個別の取締役の報酬の決定につきましては、取締役会の委任に基づき、報酬委員会による十分な審議の上、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で個人別の報酬を決定します。

なお、役員退職慰労金については、内規に基づき、役員報酬に在任年数及び係数を乗じた金額の範囲内で取締役会が決定し、株主総会の決議に基づき支給することとしておりましたが、2024年9月27日の株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、制度廃止時の要支給額を打切り支給すること、また支給時期は、各取締役及び各監査役の退任時とし、具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任することをご承認いただいております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会が上述の決定方針との整合性を含めた多角的検討を行った上で、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で決定しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年3月15日の株主総会において、年間報酬総額の上限を150,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、上記報酬限度額とは別枠で、2024年9月27日の株主総会において、取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬の額は、年額50,000千円以内、交付される普通株式の上限として年30,000株以内（なお、株式数の上限は2026年1月1日付で普通株式1株につき3株、2026年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で実施した株式分割による調整後、年180,000株以内となっております。）と決議されてお

ります。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2023年3月15日の株主総会において、年間報酬総額の上限を30,000千円以内と決議いただいております。株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役に支給する報酬等の決定にあたっては、2022年9月28日の取締役会において報酬委員会を設置し、取締役会の委任に基づき、報酬委員会で社外取締役及び社外監査役も含めた委員による十分な審議の上、報酬制度を含めた具体的な報酬額を決定しております。

報酬制度の改定など全体に関わる事項については、報酬委員会にて承認された案を取締役会にて審議・決定いたします。報酬委員会は、代表取締役社長 兼 執行役員CEO 1名（森西淳）、社外取締役1名（安藤尚）、社外監査役1名（谷津範之）により構成され、議長は代表取締役社長森西淳が務めております。報酬委員会に委任した理由は、ガバナンス強化の観点から、社外取締役並びに社外監査役が参加することで、役員報酬決定に至る一層の透明性、妥当性が確保できるものと判断したためです。なお、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）は、取締役会決議により各取締役の支給額を決定しております。

④ 非金銭報酬等の内容

企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。付与する株式数その他の条件は、株主総会において承認された内容に基づいて報酬委員会で検討され、その答申を受けた取締役会において決定されます。付与にあたり、譲渡制限期間中継続して当社の取締役その他一定の地位を務めることが譲渡制限解除の条件であること、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること及び一定の事由が生じた場合に当社が当該株式の全部又は一部を無償で取得することなどが含まれる譲渡制限付株式割当契約を、対象の取締役との間で締結しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	114,671 (6,000)	93,826 (6,000)	— (—)	20,844 (—)	4名 (1名)
監査役 (うち、社外監査役)	18,000 (7,800)	18,000 (7,800)	— (—)	— (—)	3名 (2名)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者等との重要な兼職状況 (2026年6月30日現在)

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
谷 津 範 之	社外監査役	谷津公認会計士事務所代表	当社との間に記載すべき関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況 (2026年6月30日現在)

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
安 藤 尚	社外取締役	東京応化工業株式会社社外取締役	当社との間に記載すべき関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 安 藤 尚	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。グローバルビジネスや経営者としての深い知見と経験の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 谷 津 範 之	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての豊富な経験をもとに、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要なに応じて発言を行っております。
社外監査役 長 壁 優 子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験をもとに、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要なに応じて発言を行っております。

(注) 当社は社外取締役及び社外監査役が出席しやすいように、取締役会の日程を早期に調整の上、決定しております。また、会議の方法としてWebシステム等を活用し、参加しやすい環境整備に努めております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

項目	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役及び使用人（以下、「役職員」という）が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重して職務執行を行うため、コンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - ・ 役職員は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。
 - ・ コンプライアンス違反行為等について、役職員が直接情報提供を行える内部通報制度を整備する。
 - ・ 内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとする。また、内部通報制度の利用者を保護するために、必要な措置を講ずる。
 - ・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、弁護士及び警察等関連機関との緊密な連携のもと、適切な対応を行う。
 - ・ 「内部監査規程」を制定し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社で定める規程に基づき記録・保存し、当社の取締役及び監査役は、常時それらの記録を閲覧することができる。
 - ・ 取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、リスク管理について社内規程に基づき、リスク管理責任者を定める。定期的なリスクマネジメントに関する委員会を開催し、当社のリスクマネジメントに関する体制・重要な課題について審議・報告を行う。
 - ・ 当社は、緊急事態が発生した場合には、必要に応じて緊急事態対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社の当該事項に対する体制の基礎として、定例取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、臨時取締役会は必要に応じて随時開催することにより、機動的な意思決定を行うこととする。
 - ・ 当社の業務執行に関する方針及び施策は、業務執行を担う取締役及び執行役員により構成され、随時開催される経営会議において決定し、意思決定の迅速化と役割の明確化を行う。
 - ・ 執行役員が経営会議での決定事項に従って職務を速やかに行い、その職務の執行状況については、取締役会への報告や執行役員による経営会議への報告を定期的に行うことにより、経営が効率的に行われることを確保する。
 - ・ 毎月組織長会を開催し、経営の方針・業績等を伝達・周知するとともに、組織長が事業の進捗状況を報告する。
 - ・ 取締役会にて業務分掌を定め、職務権限については規程に基づき職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣することにより、子会社の業務執行状況を適切に管理・監督する。
 - ・ 子会社の経営に関する重要事項の決定及び事業進捗状況については、必要に応じて当社取締役会にて事前に審議し、又は報告を求める体制とする。
 - ・ 当社は、子会社におけるリスク管理体制の整備および運用状況を定期的に確認するとともに、当社グループ全体のリスク情報を把握し、必要な指導および支援を行う。
 - ・ 当社の内部監査部門は、子会社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役及び監査役に報告する。
 - ・ 当社監査役は、当社の取締役及び使用人から、子会社の管理状況について報告又は説明を受け、必要に応じて調査を行うことにより、監査の実効性を確保する。
 - ・ 子会社の取締役、監査役および使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある事実を認識した場合には、速やかに当社へ報告する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役が必要と認めた場合は、監査業務を補助するために必要な知識・能力を有する専任の使用人を配置する。
 - ・ 当該使用人が職務遂行する際の指揮・命令権者は監査役とする。

- ・当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分等については、監査役の同意を必要とする。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制等
- ・取締役、執行役員及び使用人は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
 - ・監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
 - ・当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - ・当社監査役は、当社および子会社の取締役、監査役および使用人から、当社グループの経営に重要な影響を及ぼす事項について直接報告を受けることができるものとする。
 - ・内部通報制度の運用状況を適宜確認するとともに、その状況を監査役に定期的に報告する。
 - ・当社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役、執行役員および使用人、内部通報制度を利用した者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利な扱いを行わない。
- h. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認の上、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
 - ・ 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - ・ 監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類をいつでも閲覧することができる。
 - ・ 監査役及び監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - ・ 監査役は、内部監査部門との定期的及び随時の協議を通じて監査実施状況を共有し、監査役監査と内部監査との連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、緊急時の対応体制を明確化するとともに、社会情勢や経済情勢等の変化、ビジネス環境の変化、天変地異の災害・天候不順などの様々な損失のリスクの洗い出しを行い、リスクごとの対応体制の整備を進めております。また、「コンプライアンス規程」等の社内規程を整備し、業務運営に際してあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公平な企業活動を遂行するとともに、社内研修等を通じて全役職員へのコンプライアンス遵守の浸透、啓蒙に努めております。

また、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、コンプライアンス及びリスク管理に関わる諸問題を討議し、改善活動につなげております。また、必要に応じて社外専門家の弁護士、公認会計士、税理士などにも随時連絡・相談し迅速な対応を行える体制を構築しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元につきましては、経営の重要な課題の1つであると認識しております。したがって、事業の継続的な拡大と経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績の推移、財務状況、今後の事業投資計画等を総合的に勘案して、配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は現時点では成長過程にあり、当面は経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資と財務体質の強化により、企業価値を向上させることが株主に対する利益還元になるものと考えており、配当を行っておりません。

そのため、今後の配当政策の基本方針につきましては、事業拡大のための投資と財務体質の強化等を目的とした内部留保の充実を当面の優先事項とした上で、経営成績、財政状態及び事業展開を勘案しつつ株主への利益還元を検討していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、剰余金の配当に係る決定機関は株主総会となっております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,118,684	流動負債	2,204,928
現金及び預金	2,628,381	買掛金	229,455
売掛金	983,040	1年内返済予定の長期借入金	388,400
製品	40,544	リース債務	37,422
仕掛品	282,566	未払金	1,254,924
原材料及び貯蔵品	340,257	未払法人税等	164,533
未収消費税等	684,398	賞与引当金	16,282
その他	159,495	その他	113,909
固定資産	7,142,684	固定負債	5,262,446
有形固定資産	5,952,526	長期借入金	5,022,509
建物及び構築物	2,235,730	リース債務	30,709
機械装置及び運搬具	2,480,755	退職給付に係る負債	32,220
土地	478,253	その他	177,007
リース資産	47,617	負債合計	7,467,374
建設仮勘定	461,608	(純資産の部)	
その他	248,562	株主資本	4,809,240
無形固定資産	920,691	資本金	568,136
のれん	886,719	資本剰余金	1,353,958
その他	33,971	利益剰余金	2,887,223
投資その他の資産	269,466	自己株式	△77
繰延税金資産	182,562	その他の包括利益累計額	△17,311
その他	86,904	繰延ヘッジ損益	△17,311
		新株予約権	2,065
		純資産合計	4,793,994
資産合計	12,261,369	負債・純資産合計	12,261,369

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,084,657
売上原価		2,776,262
売上総利益		2,308,394
販売費及び一般管理費		1,163,012
営業利益		1,145,382
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,582	
補助金収入	39,520	
為替差益	22,278	
その他	2,132	68,514
営業外費用		
支払利息	74,926	
支払手数料	17,659	
その他	3,405	95,991
経常利益		1,117,905
特別利益		
固定資産売却益	379	379
特別損失		
災害による損失	13,895	
固定資産除売却損	0	13,895
税金等調整前当期純利益		1,104,389
法人税、住民税及び事業税	156,255	
法人税等調整額	167,118	323,374
当期純利益		781,015
親会社株主に帰属する当期純利益		781,015

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	495,579	1,281,401	2,106,208	△77	3,883,112
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	72,556	72,556			145,112
親会社株主に 帰属する当期純利益			781,015		781,015
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	72,556	72,556	781,015	—	926,128
当期末残高	568,136	1,353,958	2,887,223	△77	4,809,240

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	2,820	2,820	4,295	3,890,227
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				145,112
親会社株主に 帰属する当期純利益				781,015
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△20,131	△20,131	△2,229	△22,361
連結会計年度中の変動額合計	△20,131	△20,131	△2,229	903,767
当期末残高	△17,311	△17,311	2,065	4,793,994

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 株式会社オノプラント

2026年6月4日付にて、当社が株式を新規取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、2026年3月31日をみなし取得日としており、かつ、連結決算日との差異が3ヵ月を超えないことから貸借対照表のみ連結しているため、連結損益計算書に同社の業績を含んでおりません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社オノプラントの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日との差異が3ヵ月を超えないため同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ

時価法

② 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

a. 機械装置及び運搬具

LEAPチタンアルミブレード加工に用いられるものについては定率法、他の事業に供されるものについては定額法を採用しております。

b. 建物および構築物、その他

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～45年
機械装置及び運搬具	2～17年

その他

3～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）

5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、給付額の一部を中小企業退職金共済制度からの給付金で充当しております。当連結会計年度末における退職給付債務から、中小企業退職金共済からの給付見込額を控除した額を退職給付に係る負債として計上しております。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、連結子会社は確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度に加入しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、加工事業を主な事業内容としており、これらの加工製品の販売については、加工製品の顧客への引渡時点、もしくは顧客による検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は加工製品を顧客に引渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行うこととしております。なお、償却期間は14年であります。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、対象となる取締役及び執行役員は、当該制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けております。当該株式の譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該取締役及び執行役員がその地位を喪失する日までとしております。

これに係る会計処理については、支給した金銭報酬債権を前払費用として計上するとともに、当該金銭報酬債権の現物出資財産としての払い込みにより資本金及び資本準備金を計上しております。また、当該前払費用は付与された金銭報酬債権に対応する見込勤務期間にわたり費用処理しております。

会計上の見積りに関する注記

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、株式会社オノプラントの株式取得による企業結合により、新たに計上したのれんは以下のとおりです。

のれん	886,719千円
-----	-----------

(2) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、事業計画に基づく投資回収期間及び航空機部品事業の特性を勘案し、その効果が及ぶ期間を14年と見積もり、当該期間にわたって均等償却を行うこととしております。

(3) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

のれんは、株式会社オノプラントが有する航空機部品製造に係る顧客認証、品質保証体制、生産管理能力及び組織的ノウハウ等から生じる超過収益力を表すものであり、取得価額と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。

② 主要な仮定

減損の兆候の判断には株式会社オノプラントの事業計画を利用しており、その事業計画における主要な仮定は、売上高の基礎となる顧客からの生産計画等に基づく販売予測数量であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該事業計画は、市場環境の変化など外部要因により影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度において減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	182,562千円
------------	-----------

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）	189,310千円
--------------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、売上高の基礎となるLEAPエンジン向けチタンアルミブレードの顧客の生産計画等に基づく販売予測数量であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りは、見積りの不確実性を伴うものであり、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	1,989,791千円
土	地	438,887千円
計		2,428,678千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	296,980千円
長期借入金	3,059,659千円
計	3,356,639千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,662,031千円

※減損損失累計額については、減価償却累計額に含めて表示しております。

3. 国庫補助金等の受入れにより、固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

(1) 有形固定資産

建	物	615,711千円
機 械 及 び 装 置		2,062,253千円
そ の 他		175,150千円

(2) 無形固定資産

そ の 他	21,919千円
-------	----------

連結損益計算書に関する注記

1. 一般管理費に含まれる研究開発費の額 180,839千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 12,390,486株

(注) 2026年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 884,850株（うち、権利行使期間未到来分 一株）

(注) 2026年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については安全性を最優先とし、元本割れリスクの伴う投機的な取引は行わない方針であります。資金調達については、設備投資計画等に基づいて、必要な資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社グループが定めた規程に基づき、信用状態の変化、売掛金回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

営業債務である買掛金は、仕入先・外注委託先に対する債務であり、未払金・未払費用は一般経費や設備購入に係る債務であり、ほとんど短期間で支払われております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で17年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替変動リスクの回避を目的としたものです。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務や借入金及びファイナンス・リース取引については、月次に資金繰計画を作成するなどの方法

により、リスク管理をしております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建の営業債権について、外国為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約やオプション取引等のデリバティブ取引を利用して、市場リスクを分散しております。また、当該取引を行うにあたっては、社内規程に基づいたリスク管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末日現在における営業債権のうち82%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(*3)	5,410,909	5,334,143	△76,765
(2) リース債務	68,132	68,613	481
負債計	5,479,041	5,402,756	△76,284
デリバティブ取引(*2)	(25,235)	(25,235)	—

(※1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、並びに未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(※3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,627,346	—	—	—
売掛金	983,040	—	—	—
合計	3,610,386	—	—	—

(注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	388,400	477,736	483,736	1,171,632	1,407,340	1,482,065
リース債務	37,422	22,996	7,712	—	—	—
合計	425,822	500,732	491,448	1,171,632	1,407,340	1,482,065

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	—	25,235	—	25,235
負債計	—	25,235	—	25,235

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	5,334,143	—	5,334,143
リース債務	—	68,613	—	68,613
負債計	—	5,402,756	—	5,402,756

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、加工事業の単一のセグメントであり、顧客との契約から生じる収益は加工製品の販売がその大部分を占めることから、収益の分解情報は省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係、並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権（期末残高）	983,040千円
契約負債（期末残高）	7,837千円

当社グループは当連結会計年度が連結初年度であるため、期首残高の記載を行っておりません。契約負債は、主に顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。当社グループが契約に基づき履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 193円37銭

1 株当たり当期純利益 32円77銭

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき普通株式3株、2026年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

企業結合に関する注記

(株式取得による会社等の買収)

当社は、2026年5月20日開催の取締役会において、株式会社オノプラントの全株式を取得し子会社化することについて決議し、2026年6月4日付で全株式の取得を完了いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社オノプラント

事業の内容 航空機体部品等の加工事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社オノプラントは、航空機体部品の加工を主力事業とする企業であり、国内大手重工業メーカーを主要な取引先として、加工技術力を背景に長年にわたり航空機体部品の加工を受託してきた実績を有しております。株式会社オノプラントをグループに迎えることで、航空機需要が拡大する中で、航空機関連ビジネスにおける事業ポートフォリオの拡充およびプレゼンスの向上を図るとともに、民間航空機体部品や防衛分野へ事業領域を拡大し、航空機関連ビジネス全体での競争力強化を目指します。

この実現に向けて、当社が有するグローバルな顧客ネットワークと、株式会社オノプラントが有する国内大手重工業メーカーとの顧客基盤を相互に活用することで、新規取引の創出や取引拡大を目指します。また、当社の加工技術や一貫工程による生産能力を株式会社オノプラントへ展開することにより、付加価値の

高い製品提供を実現し、両社の持続的な事業成長につなげていく考えです。

(3) 企業結合日

2026年6月4日（みなし取得日2026年3月31日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度においては2026年3月31日をみなし取得日としており、かつ、連結決算日との差異が3ヵ月を超えないことから貸借対照表のみ連結しているため、連結損益計算書に被取得企業の業績を含んでおりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類

取得の対価	現金及び預金	980,000千円
取得原価		980,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー業務の報酬等 55,200千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

886,719千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

14年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	453,840	千円
固定資産	467,746	千円
資産合計	921,587	千円
流動負債	179,538	千円
固定負債	648,768	千円
負債合計	828,306	千円

重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議し、2026年7月1日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割によって当社株式の投資単位を引き下げ、投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整えることにより、投資家層の拡大と株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年6月30日を基準日として、最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	12,390,486株
今回の分割により増加する株式数	12,390,486株
株式分割後の発行済株式総数	24,780,972株
株式分割後の発行可能株式総数	78,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告	2026年6月15日（月曜日）
基準日	2026年6月30日（火曜日）
効力発生日	2026年7月1日（水曜日）

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年7月1日を効力発生日として、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

変更前定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第 6 条 当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は、 39,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は、 78,000,000株とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日	2026年5月14日（木曜日）
効力発生日	2026年7月1日（水曜日）

3. 譲渡制限付株式報酬制度における付与株式総数の調整

今回の株式分割に伴い、対象取締役に対し譲渡制限付株式として新たに発行または処分する普通株式の総数（年間）の上限を、2026年7月1日から、以下のとおり調整いたします。

新たに発行または処分する普通株式の総数（年間）	
調整前	調整後
90,000株以内	180,000株以内

（参考）譲渡制限付株式報酬制度の内容については2024年8月28日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2026年7月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	100円	50円
第2回新株予約権	100円	50円
第5回新株予約権	500円	250円
第6回新株予約権	584円	292円

5. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,664,843	流動負債	2,025,389
現金及び預金	2,357,675	買掛金	195,173
売掛金	863,619	1年内返済予定の長期借入金	317,864
製品	40,544	リース債務	37,422
仕掛品	222,893	未払金	1,254,924
貯蔵品	339,706	未払費用	455
前払費用	133,940	未払法人税等	136,295
未収消費税等	684,398	前受金	7,837
その他	22,065	預り金	46,779
固定資産	6,823,418	その他	28,636
有形固定資産	5,550,207	固定負債	4,613,678
建物	1,800,301	長期借入金	4,396,421
機械及び装置	2,377,276	リース債務	30,709
土地	478,253	退職給付引当金	32,220
リース資産	47,617	その他	154,327
建設仮勘定	461,608	負債合計	6,639,067
その他	385,150	(純資産の部)	
無形固定資産	32,652	株主資本	4,864,440
その他	32,652	資本金	568,136
投資その他の資産	1,240,558	資本剰余金	1,353,958
関係会社株式	1,035,200	資本準備金	818,133
繰延税金資産	172,730	その他資本剰余金	535,824
その他	32,628	利益剰余金	2,942,423
		その他利益剰余金	2,942,423
		繰越利益剰余金	2,942,423
		自己株式	△77
		評価・換算差額等	△17,311
		繰延ヘッジ損益	△17,311
		新株予約権	2,065
		純資産合計	4,849,194
資産合計	11,488,262	負債・純資産合計	11,488,262

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,084,657
売上原価		
製品期首棚卸高	130,451	
当期製品製造原価	2,686,356	
合計	2,816,807	
製品期末棚卸高	40,544	2,776,262
売上総利益		2,308,394
販売費及び一般管理費		1,107,812
営業利益		1,200,582
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,582	
補助金収入	39,520	
為替差益	22,278	
その他	2,132	68,514
営業外費用		
支払利息	74,926	
支払手数料	17,659	
その他	3,405	95,991
経常利益		1,173,105
特別利益		
固定資産売却益	379	379
特別損失		
災害による損失	13,895	
固定資産除売却損	0	13,895
税引前当期純利益		1,159,589
法人税、住民税及び事業税	156,255	
法人税等調整額	167,118	323,374
当期純利益		836,215

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	495,579	745,577	535,824	1,281,401
事業年度中の変動額				
新株の発行	72,556	72,556		72,556
当期純利益				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				—
事業年度中の変動額合計	72,556	72,556	—	72,556
当期末残高	568,136	818,133	535,824	1,353,958

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,106,208	2,106,208	△77	3,883,112
事業年度中の変動額				
新株の発行		—		145,112
当期純利益	836,215	836,215		836,215
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		—		—
事業年度中の変動額合計	836,215	836,215	—	981,328
当期末残高	2,942,423	2,942,423	△77	4,864,440

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,820	2,820	4,295	3,890,227
事業年度中の変動額				
新株の発行		—		145,112
当期純利益		—		836,215
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△20,131	△20,131	△2,229	△22,361
事業年度中の変動額合計	△20,131	△20,131	△2,229	958,967
当期末残高	△17,311	△17,311	2,065	4,849,194

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準 …………… 時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 製品、仕掛品 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 機械及び装置、工具、器具及び備品

LEAPチタンアルミブレード加工に用いられるものについては定率法、他の事業に供されるものについては定額法を採用しております。

② 建物、その他

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3 ～ 38年
機械及び装置	2 ～ 17年
その他	3 ～ 45年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から中小企業退職金共済からの給付見込額を控除した額を退職給付引当金として計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、加工事業を主な事業内容としており、これらの加工製品の販売については、加工製品の顧客への引渡時点、もしくは顧客による検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は加工製品を顧客に引渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、対象となる取締役及び執行役員は、当該制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けております。当該株式の譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該取締役及び執行役員がその地位を喪失する日までとしております。

これに係る会計処理については、支給した金銭報酬債権を前払費用として計上するとともに、当該金銭報酬債権の現物出資財産としての払い込みにより資本金及び資本準備金を計上しております。また、当該前払費用は付与された金銭報酬債権に対応する見込勤務期間にわたり費用処理しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,035,200千円

(注) 2026年6月4日に全株式を取得した株式会社オノプラントに対する投資となります。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式のうち、市場価格のない子会社株式については、実質価額が貸借対照表価額と比較して著しく低下している場合、回復可能性の判定を行った上で減損要否の判定を行っております。なお、超過収益力等を加味して取得した子会社株式については、実質価額の算定に当たって超過収益力を含めております。超過収益力を含む実質価額の評価や回復可能性の判定には経営者の判断が含まれることから、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	172,730千円
繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）	172,730千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、売上高の基礎となるLEAPエンジン向けチタンアルミブレードの顧客の生産計画等に基づく販売予測数量であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りは、見積りの不確実性を伴うものであり、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	1,747,095千円
土	地	438,887千円
計		2,185,982千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	233,332千円
長期借入金	2,491,669千円
計	2,725,001千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,533,731千円

※減損損失累計額については、減価償却累計額に含めて表示しております。

3. 国庫補助金等の受入れにより、固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

(1) 有形固定資産

建	物	606,189千円
機械及び装置		2,057,366千円
その他の	他	167,764千円

(2) 無形固定資産
 その 他 21,919千円

4. 関係会社に対する金銭債権債務
 該当事項はありません。

損益計算書に関する注記

- 1. 一般管理費に含まれる研究開発費の額 180,839千円
- 2. 関係会社との取引高
 該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 108株
 (注) 2026年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な要因は、繰越欠損金等であります。なお、繰延税金資産については、評価性引当金控除後の金額を計上しており、また、貸借対照表上の金額は繰延税金負債と相殺した純額で表示しております。

関連当事者との取引に関する注記

- 1. 法人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
主 要 株 主 （法 人）が 議決権の過 半数を所有 している会 社	DMG森精機サー ルスアンドサービ ス株式会社（DM G森精機株式会 社の子会社）	（被所有） 直接 9.68	設 備 の 購 入、修理及 び保守	設備購入	630,000	未払金	226,245
				設 備 の 修 理・保守	14,652	—	—
			消耗品の購 入	消 耗 品 の 購入	1,706	—	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針については、市場の実勢価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2. ストックオプションの行使等に伴う所有割合の減少により、2026年4月21日をもってDMG森精機株式会社が主要株主に該当しなくなりました。
- 取引金額及び期末残高は同月までの取引高及び残高を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	森西 淳	(被所有) 直接 11.12	当社代表取締役兼執行役員 CEO	金銭報酬債権の現物出資(注1)	9,149	—	—
				ストック・オプションの権利行使(注2)	24,000	—	—
役員	水田 和裕	(被所有) 直接 1.18	当社取締役兼執行役員 COO/CTO	金銭報酬債権の現物出資(注1)	5,996	—	—
				ストック・オプションの権利行使(注2)	24,000	—	—
役員	今西 貴士	(被所有) 直接 1.18	当社取締役兼執行役員CFO	金銭報酬債権の現物出資(注1)	5,697	—	—
				ストック・オプションの権利行使(注2)	24,000	—	—

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

2. 第1回ストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	195円60銭
------------	---------

1 株当たり当期純利益	35円08銭
-------------	--------

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき普通株式3株、2026年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月27日

AeroEdge株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉岡 昌樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 沼 淳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AeroEdge株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AeroEdge株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月27日

A e r o E d g e 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 吉 岡 昌 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 沼 淳
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、A e r o E d g e 株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月27日

A e r o E d g e株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 村 久 雄 ㊞

監 査 役 谷 津 範 之 ㊞

監 査 役 長 壁 優 子 ㊞

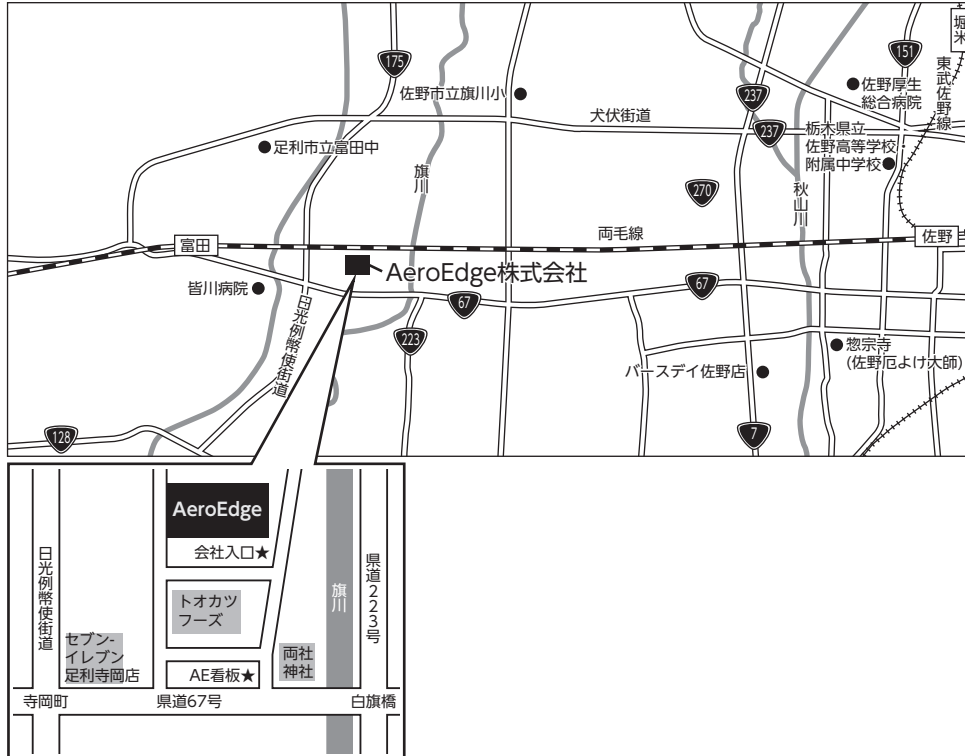
(注)監査役 谷津範之及び監査役 長壁優子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 AeroEdge株式会社本社工場

住 所 栃木県足利市寺岡町482番地6



交通のご案内

＜東京方面から電車でお越しの場合＞

- ・ 東武「北千住駅」 ⇒ 東武「館林駅」よりタクシーで約15分
- ・ JR「東京駅」(東北新幹線) ⇒ JR「小山駅」乗換 ⇒ JR「富田駅」より徒歩で約18分
※富田駅にはタクシーは常駐しておりません

＜東京方面からお車でお越しの場合＞

- ・ 東北自動車道「佐野藤岡インター」より足利方面へ車で約15分
白旗橋交差点から旗川を超え、右手に両社神社と当社広告看板がある道を右折